

奈井江町役場庁舎建設基本・実施設計委託業務説明書

1 業務の目的

本委託業務は、奈井江町の現庁舎が抱える施設の老朽化、耐震性の不足、バリアフリー性能の不足などの問題を解決しつつ、住民サービス向上を目指した庁舎の建て替えを目的とした基本設計及び実施設計の委託業務を行うものである。

なお、設計にあたっては、令和2年3月に策定した「奈井江町役場庁舎整備基本計画」に基づき、その基本理念と基本方針を実現するものである。

2 委託期間

委託期間は、契約締結の日から令和4年1月28日までを予定している。

なお、基本設計については令和3年2月28日までに終了し、ただちに実施設計に着手すること。

3. 基本設計業務

基本設計業務は、基本計画に記載する項目について検討を行い実施する。

なお、業務の範囲は、平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第1号に掲げるものを基本とし、業務内容は別添の特記仕様書のとおりとする。

また、設計に必要な測量調査を含む。

4. 実施設計業務

実施設計業務は、基本設計終了後、速やかに実施する。

なお、業務の範囲は、平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第2号に掲げるものを基本とし、業務内容は別添の特記仕様書のとおりとする。

5. 地盤調査

設計に必要な地盤調査（4孔×20mを想定）を本業務に含む。

6. その他業務

委託業務期間中に開催を予定している住民との意見交換会等における企画運営支援に関する業務を行うこと。

7. 想定建設計画

(1)施設の規模・構造

- ①延床面積 3,000㎡程度
- ②構造 未定
- ③階数 未定
- ④付帯施設 敷地内既存施設の更新を検討

屋外駐車場（１２０台程度）、公用車車庫（１５台程度）、倉庫（書庫）、駐輪場、敷地内通路 など

⑤建設位置 現在の役場庁舎敷地内とし、技術提案書の内容や基本設計業務での比較検討にて決定する。

新庁舎建設中、現庁舎の使用を継続し、仮設庁舎等の建設は行わない。

⑥その他 基本方針等については「奈井江町役場庁舎整備基本計画」による。

(2) 庁舎配置予定機能

主な機能		面積(m ²)	備考
①	役場庁舎	約 2, 4 0 0	執務室、議会機能、会議室など
②	保健センター	約 5 0 0	運動指導訓練室、集団保健指導室など
③	子育て支援センター	約 1 0 0	交流活動室、プレイルームなど
合計		約 3, 0 0 0	

※執務室内訳

総務課、企画財政課、住民生活課、産業観光課（農業委員会事務局含む）、建設環境課、保健福祉課（保健センター及び子育て支援センター（１０名程度）含む）、会計課、教育委員会、議会事務局、町長室、副町長室、教育長室、社会福祉協議会（５名程度）

※面積については現時点で想定されるものであり、可能な限り縮小することを検討する

12. 参考資料

- ①地番図
- ②奈井江町役場平面図
- ③奈井江町保健センター平面図
- ④奈井江町子育て支援センター平面図
- ⑤奈井江町役場庁舎整備基本計画
- ⑥奈井江町第５期まちづくり計画
- ⑦奈井江町公共施設等総合管理計画
- ⑧奈井江町まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ⑨奈井江町地域防災計画
- ⑩奈井江町防災ハザードマップ